

鎌倉市教育委員会 令和7年1月定例会会議録

○日時 令和7年（2025年）1月22日（水）

9時30分開会 10時28分閉会

○場所 鎌倉市役所第三分庁舎 講堂

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 3人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 部長報告

(3) 課長等報告

ア 行事予定

（令和7年（2025年）1月22日～令和7年（2025年）2月28日）

日程2 議案第23号

教育委員会事務局の組織の見直しに係る協議について

日程3 議案第24号

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

日程4 議案第25号

鎌倉市立小学校及び中学校の通学区域についての一部改正について

日程5 議案第26号

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

日程6 議案第27号

歴史的風致形成建造物指定の意見について

日程7 議案第28号

歴史的風致形成建造物指定の同意について

日程 8 協議事項

令和 6 年度（2024 年度）鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について

日程 9 協議事項

令和 7 年度（2025 年度）鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）について

日程 10 協議事項

令和 7 年度（2025 年度）鎌倉市学校教育指導の重点について

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 1 月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は林委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。なお、日程の 2、議案第 23 号「教育委員会事務局の組織の見直しに係る協議について」は未成熟な内容を含む案件、日程の 8、協議事項「令和 6 年度（2024 年度）鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）について」及び日程の 9、協議事項「令和 7 年度（2025 年度）鎌倉市一般会計予算（教育委員会所管部分）について」は議会の議決を経るべきものであるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思うが異議ないか。

（異議なし）

高橋教育長

異議なしと認め、日程の 2、議案第 23 号、日程の 8 及び 9、協議事項については非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

高橋教育長

本日の午後、総合教育会議があり教育大綱に関して議論を行う。そこで話をしたいと思うので、この場では次に進める。

林委員

1 月 16 日の午後に市町村教育委員会研究協議会があり、Zoom で参加した。研究分科会は 2 つのテーマで話をすることということで、私は 1 つ目が「不登校対策について」で、2 つ目が「地域と学校の連携・協働について」だった。前半の「不登校対策について」は、「不登校対策・いじめ対策について」というテー

マの内、「不登校対策について」を議論することになっていたが、「いじめ対策について」と捉えている方と「不登校対策について」と捉えている方がおり、話がなかなか集中できなかった。このグループは、埼玉県富士見市、栃木県小山市、沖縄県沖縄市の教育委員と兵庫県川西市の教育長がおり、協議を行った。私は鎌倉市の今の実践を報告した。その中でフリースペースについての話をしたが、フリースペースの報告は各学校共通にあったので、そこが1番盛り上がった。すごいと思ったのは、沖縄市は不登校支援担当主事という役職を教育委員会に1名配置しており、非常に助かっているという報告があったことである。そういう人材確保について、教育委員会の中できちんと対策をしているという報告を受けて、改めて各地域が色々と取り組んでいることが分かった。また、今回協議を行うにあたって、事務局に資料を沢山準備してもらったが、その1つに鎌倉市不登校支援マップというものがあつた。私は不勉強で知らなかったが、こういう場合にはこういうものがあるということが非常に良く書かれている一覧であり、これは研究協議会で提示して説明した。

次に後半の「地域と学校の連携・協働について」では、島根県出雲市、愛媛県新居浜市、大阪府羽曳野市及び栃木県小山市の教育委員と話をしたが、どの地域もコミュニティスクール推進員の成り手を見つめることが非常に困っているとのことだった。私は今の鎌倉市の実践を報告したが、防災教育について沢山の質問を受けた。面白いと思ったのは、大阪府羽曳野市が、コミュニティスクールの取組で何をすればよいか分からないということで、各学校の特色を紹介するコンペを開いて、ベストファイブの5校に市の予算150万円を使って、それぞれ30万円をあげる企画をしたということだった。鎌倉市のスクールコラボファンド等の取組もそういうところでなにかサポートできるのではないかと思い、スクールコラボファンドの話も付け加えてきた。

(2) 部長報告

教育文化財部長

市議会12月定例会のその後の状況について報告する。教育委員会12月定例会で報告した常任委員会まではつつがなく進み、12月23日に最終本会議が開催された。そこで「鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と「令和6年度一般会計補正予算について」、両方の議案が可決された。

(3) 課長等報告

ア 行事予定

(令和7年(2025年)1月22日～令和7年(2025年)2月28日)

高橋教育長

次に報告事項のア「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告をお願いする。

(教育文化財部)

特になし

(質問・意見)

特になし

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

3 議案第 24 号 鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

高橋教育長

次に日程の 3、議案第 24 号に入る。「鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」議案の説明を願いたい。

学務課担当課長

議案第 24 号「鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」提案の理由を説明する。議案集の 5 ページから 7 ページを参照願いたい。

現在、市立小学校の給食費については、本条例において一月の上限額を規定している。昨今の物価高騰による小学校給食の食材料費上昇に対応するため、本条例の一部を改正する条例の制定について、市長へ申し出ようとするものである。条例案の内容は、第 5 条で「一月 4,800 円以内」とすることと規定している学校給食費の上限額を、「5,800 円以内」に改める。なお、実際に児童の保護者から徴収する金額については施行規則に定めており、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日の条例施行時から、当分の間 4,200 円としている。本改正後も、当分の間、保護者からの徴収額は現行の 4,200 円から変更予定はなく、差額については引き続き公費負担とする予定である。本条例案の施行期日については、付則で令和 7 年（2025 年）4 月 1 日と規定し、令和 7 年（2025 年）4 月分以降の給食費について適用する。

(質問・意見)

高橋教育長

各家庭の実際の負担額について説明してほしい。

学務課担当課長

令和 4 年度(2022 年度)から公会計になっているが、それ以前の私会計のときから保護者負担額は 4,200 円である。今現在、条例上は 4,800 円以内ということになっているが、保護者負担額は平成 27 年（2015 年）9 月から 4,200 円が変わりない。現在の予定では、今回の条例改正を経ても引き続き保護者負担額を据置にする予定で考えている。

高橋教育長

食材費の高騰により給食費の上限額を上げるという内容の条例改正だが、その増加分については公費で負担することを検討している。

林委員

公費負担はどれぐらいの額になるか。

学務課担当課長

今回の条例が改正され予算が承認される前提で話すと、全小学校分の年間公費負担額は約 1 億 2700 万円である。

長尾委員

現行は公費負担額が 1 人あたり 600 円のところ、条例を改正することにより 1 人あたり 1,600 円まで公費の負担が可能になるという認識で合っているか。

学務課担当課長

その通りである。今回の 5,800 円の算出だが、消費者物価指数を 1 つの根拠にしている。令和 2 年（2020 年）当時の食料の消費者物価指数を 100 とした場合、1 番直近である令和 6 年（2024 年）11 月の消費者物価指数が 121.3 になっている。それに加えて特に米の価格上昇が著しく、162.9 になっている。米に関しては神奈川県学校給食会から購入している。そこから正式な通知はまだ届いていないが、現時点の想定では令和 6 年度（2024 年度）は 10 kg、約 4,000 円の米が、来年度は約 6,300 円になるという連絡が来ており、そのままの給食費では提供が難しいという状況になっている。条例案の「5,800 円」はこのまま消費者物価指数が同じ伸び率で上がっていく前提で算出したものである。これはあくまでも条例の上限なので、今後食材費の高騰が一定程度抑えられてくれば、給食費を下げる方向で検討していく予定である。

高橋教育長

まずは条例改正ということで審議してもらった。一番大事なのは、各家庭や子どもたちのための仕組みを考えることで、そこは予算と合わせて議論するのでまた報告したい。

（採決の結果、議案第 24 号は原案どおり可決された）

4 議案第 25 号 鎌倉市立小学校及び中学校の通学区域についての一部改正について

高橋教育長

次に日程の 4、議案第 25 号に入る。「鎌倉市立小学校及び中学校の通学区域についての一部改正につ

いて」議案の説明を願いたい。

学務課担当課長

議案第 25 号「鎌倉市立小学校及び中学校の通学区域についての一部改正について」提案理由を説明する。議案集 8 ページから 10 ページを参照願いたい。

令和 6 年（2024 年）12 月議会において「鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日に鎌倉市立由比ガ浜中学校が設置されることが正式に決定した。このことに伴い、同中学校の通学区域を定めようとするものである。改正内容は、第 2 項中学校の表の岩瀬中学校の項の次に「由比ガ浜中学校」を追加し、通学区域を同中学校設置の目的に鑑み「鎌倉市全域」とする。また、本告示案の施行期日については、「鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」の施行期日と同日の令和 7 年（2025 年）4 月 1 日とする。

（質問・意見）

特になし

（採決の結果、議案第 25 号は原案どおり可決された）

5 議案第 26 号 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の一部を改正する条例の制定の申し出について

高橋教育長

次に日程の 5、議案第 26 号に入る。「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」議案の説明を願いたい。

教育指導課長

議案第 26 号「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の一部を改正する条例の制定の申し出について」提案理由を説明する。議案集 11 ページから 13 ページを参照願いたい。

いじめ重大事態案件の増加に伴い、鎌倉市教育委員会の附属機関である「鎌倉市いじめに関する調査委員会」の会議が長期化し、委員の負担が増加している。会議の迅速化及び委員の負担軽減を図るため、委員の人数を見直す必要があることから、「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例」の一部を改正しようとするものである。改正内容について説明する。「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例」の第 7 条において、調査委員会の委員の人数について「5 人以内」と定めているが、これを「15 人以内」に改める。本条例の改正については、2 月議会に上程し、議会可決後、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する予定である。なお、会議の具体的な運用についても変更したいため、今後「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例」に係る施行規則についても改正する予定である。

(質問・意見)

下平委員

この人数を増やすのは条例で決めるとして、具体的にどういう方たちを加えることによって充実を図りたいと考えているか。

教育指導課長

現在の調査委員会の構成のメンバーとしては、法律、医療、心理、福祉、教育の関係の5名1組で行っているが、先ほど話したとおり会議の件数が非常に増えており、もう1組作ることを考えている。2組体制で行うが、なぜ「15人」にしているかについては第三者性の担保のためである。以前、ある案件について、教育関係の委員に関連があったという例があり、そうするとその案件については別の方に入れ替える措置をとらなければならない。その代わりのメンバーを5名置いて、案件ごとに変えられるような仕組みにしたいため、今回このような改正を行おうとしている。

(採決の結果、議案第26号は原案どおり可決された)

6 議案第27号 歴史的風致形成建造物指定の意見について

高橋教育長

次に日程の6、議案第27号に入る。「歴史的風致形成建造物指定の意見について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼文化財課長

議案第27号「歴史的風致形成建造物指定の意見について」提案理由を説明する。議案集14ページから23ページを参照願いたい。

本件は、議案集15ページのとおり、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」の規定に基づき、既に歴史的風致形成建造物に指定している「鎌倉国宝館」「鎌倉文学館(旧前田家別邸)」「旧華頂宮邸」「旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館)」の建物に加えてその周囲の敷地を「歴史的風致形成建造物」として指定することについて、「歴史まちづくり法」第12条第1項に基づき鎌倉市長から意見を求められたことに対し、意見をするものである。

いずれも、既に建物は歴史的風致形成建造物に指定されており、その周りの敷地を加えて指定することについては、議案集17ページから19ページのとおり異議のない旨を意見する。併せて、歴史まちづくり法第12条3項の規定では、教育委員会は意見を求められた場合、文化財保護法に規定する有形文化財等に該当すると認められるときは、その旨を市長に通知することとなっている。このため、それぞれの建造物が文化財保護法に規定する国の登録有形文化財である旨及び「鎌倉国宝館」については、指定する建物敷地が国指定史跡「鶴岡八幡宮境内」である旨を、鎌倉市長宛に意見書として提出しようとするもので

ある。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 27 号は原案どおり可決された)

7 議案第 28 号 歴史的風致形成建造物指定の同意について

高橋教育長

次に日程の 7、議案第 28 号に入る。「歴史的風致形成建造物指定の同意について」議案の説明を願いたい。

生涯学習課長

議案第 28 号「歴史的風致形成建造物指定の同意について」提案理由を説明する。議案集 24 ページから 26 ページを参照願いたい。

本件は、議案集 25 ページのとおり、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」の規定に基づき、既に歴史的風致形成建造物に指定している「鎌倉国宝館」の建物に加えてその周囲の敷地を「歴史的風致形成建造物」として追加指定することについて、「歴史まちづくり法」第 12 条第 2 項に基づき、鎌倉市長から施設管理者に対して同意を求められたものである。既に建物は歴史的風致形成建造物に指定されており、その周りの敷地を加えて指定することについては、敷地等建物以外の整備等を行う際にも国庫補助の対象メニューとなることや補助率が嵩上げされるなどの制度的な優遇措置を受けることができる。そのため議案集 26 ページのとおり、「鎌倉国宝館」の敷地を歴史的風致形成建造物に指定することについては施設管理者である教育委員会として同意し、鎌倉市長宛に通知しようとするものである。

(質問・意見)

高橋教育長

議案第 27 号と 28 号の関係について説明願いたい。

生涯学習課長

どちらも歴史まちづくり法に基づくものであり、法第 12 条第 2 項において「市町村長が歴史的風致形成建造物を指定しようとするときは、教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合は公共施設の管理者に同意を得なければならない」と定められている。文化財課から説明があった議案第 27 号は教育委員会として意見を求められたものであり、本議案第 28 号は鎌倉国宝館の施設管理者として同意を求められたものである。

下平委員

今回の追加指定は法律等が変わったことにより行うものか。それとも市長から伺いがあり、今回改めて見直した結果、敷地部分を含めることになったのか。

生涯学習課長

これまでは歴史的風致形成建造物の指定は建物だけだったが、法律改正があり建物の敷地まで広げられることになった。このため市側から相談があり、同意することとなった。

朝比奈委員

今回の対象は鎌倉国宝館だけで、他の3件は関係ないということか。

生涯学習課長

議案第28号については施設管理者としての同意ということで、鎌倉国宝館の所管である生涯学習課が同意を行う。その他の公共施設については所管課が市長部局なので、そこが同意を行う。

教育文化財部長

具体的に言うと鎌倉文学館は文化課、旧華頂宮邸は都市景観課、旧諸戸邸は公的不動産活用課が所管している。それぞれの所管課に同意についての依頼が届いている状況だと思う。

(採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された)

10 協議事項 令和7年度（2025年度）学校教育指導の重点について

高橋教育長

次に日程の10、協議事項に入る。「令和7年度（2025年度）学校教育指導の重点について」議案の説明を願いたい。

教育指導課長

協議事項「令和7年度（2025年度）学校教育指導の重点について」内容を説明する。議案集27ページ及び別紙資料を参照願いたい。

毎年度、教育委員会からその次年度に重点的に推進しようとする「学校教育指導の重点」の内容を定め、全教職員に年度当初に配付し、学校訪問等の場で内容の周知をしている。別紙資料1が「令和7年度（2025年度）鎌倉市学校教育指導の重点（案）」、別紙資料2は令和6年度（2024年度）のものになる。なお、別紙資料1の文中、赤字の部分が令和7年度（2025年度）として主に変更した箇所である。

令和6年度（2024年度）では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、子どもたちの興味関心から学びを組み立て、個別最適で協働的な学びの実現に向けた教育活動に積極的に取り組んだ学校も見ら

れた。また、ICTを効果的に活用した校務の効率化や授業実践が当たり前にみられるようになり、鎌倉市の学校教育が変わりつつある。これまでに育った教育の芽をさらに育て成長させていくために、令和7年度（2025年度）は、令和6年度（2024年度）の学校教育指導の重点の主な内容を引き継ぎ、鎌倉市全体の教育へ浸透させていくよう進めたいと考える。よって、令和7年度（2025年度）は「学校教育指導の重点」についてはこれまでのものを継続して、「学習者中心の教育活動の推進」とし、副題を「全ての子どもたちがワクワクしながら学べる魅力的な学校教育にむけて」とする。また、重点項目については、内容を精査し、「主体性を育み、協働を促す授業改善・学習改善」、「人権を尊重し多様性を生かしたインクルーシブな学校づくり」、「安全・安心で信頼される学校教育環境の実現」の3点を柱として、鎌倉市の教育指導を進め、小中学校26校へ浸透させていく。

内容において修正した点を説明する。1ページ目、前文については、理念について伝わりやすくなるよう、一部文言の整理を行った。2ページ目の体裁について、これまで四つの柱で示していたものを三つの柱でまとめ、一体的に柱を捉えられるレイアウトとした。また、三つの柱のうち、一つ目を「主体性を育み、協働を促す授業改善・学習改善」とした。これまでの文言を内容項目に入れることで、より具体的な形で授業に落としこめるようにし、一つ目の柱に「授業改善」という言葉を加えた。これは、全体テーマの「学習者中心の教育活動の推進」の理念のもと、教師の授業改善に加え、児童・生徒が自ら学習改善を行っていくことの大切さを考え加えた文言である。また、二つ目は、「人権を尊重し多様性を生かしたインクルーシブな学校づくり」という柱にした。従来のインクルーシブに関わる柱と人権尊重に関わる柱を融合させ、内容項目について精選した。三つの柱の周りに「主な関連事業」、「主な関連担当者等」をそれぞれの重点項目と対応させ記載している。3ページ目の「学校教育の充実に向けた研修会・研究会等の取組」については、由比ガ浜中学校の開設を受け、不登校児童生徒支援研修会を新たに追加し、不登校児童生徒に対する支援力の向上を目指していく。また、教育センター企画研修会の中の学校づくり支援について、事務職員等研修会を追加している。

令和6年度（2024年度）版より、端末でも一覧できるよう体裁を整えてきており、令和7年度（2025年度）版でも、紙版とデジタル版を発行していきたいと考えている。

（質問・意見）

高橋教育長

これまでも学校教育指導の重点を作ってきたが、これ自体は教育委員会から学校に対して重点的にどのような指導をしていくかを明示したという意味で有意義なものだったと思っている。今回三つの柱に再構築してもらい、非常にコンパクトにまとまって良いと思う。悩ましいのが、本日の午後行う教育大綱の議論が佳境を迎えていて、これは来年度から始まるものになる。これがまだ決定していない中で学校教育指導の重点等を作らなければいけないという絶妙に微妙な時合になっている。我々として、この学校教育指導の重点はどのような役割のものかを位置づけていくことが大事だと思う。教育大綱は当然、生涯学習や文化財、子ども政策も含めた総合的な抽象度の高い、市として教育を通じてどういう街づくりをしていくかという視点等が入った文書になる。一方で学校教育指導の重点については、そういった教育大綱で掲げる学習者中心の学び等をどのように現場で実践していくか手掛かりになる重要な文章になると思っている。そういう観点から、教育委員の意見も踏まえて、分かり易いものに再構築をしていき

い。指導と言うと教育委員会から学校に指導というベクトルの矢印になってしまうが、そこ「学習者中心の学び」を掲げるところと、少し相いれない部分がある。繰り返して指導するのではなく、教育大綱に掲げるコンセプトやビジョンを基に頑張る学校を教育委員会が支え、助け、伴走するための、学校現場と教育委員会の目線合わせのためのものになれば、非常に良いと思っている。これは私の考えにすぎないので、現場の教職員や教育委員の意見も踏まえて、再構築したいと考えている。

重要な要素である三つの柱や前文に書いてある部分はよく練られている。一方で教育委員会が行っている施策は新たに学校現場に紹介するまでもない部分だと思う。

林委員

教育指導の三つの柱の楕円が重なっているところが良いと思う。昨年度は見出しだけだったが具体的に書かれていて非常に分かり易くなっている。これを決めた後の伝え方についてだが、以前昔の色々なデータを整理しており、そのときに4月1日に教員に提示するものが出てきてそれを読んだ。おそらく各校長、管理職は4月の最初に自分の考えを提示すると思う。自分のやりたいことが先行していき、こういう各学校共通の目標は正直言って、活用されずに終わってしまうことがあると思う。鎌倉市としてこういう子どもを育てるという大元の目標は、今更だがもっと活用してもらいたいと思っている。その視点で今回の改善を見ると、教育指導の三つの柱にそれぞれ具体的な内容が書かれている。学校の管理職は自分たちが学校運営する上でのチェック項目になると思うので、やはり校長会を通じて、必ずというのは言い方が少し上から目線なのかもしれないが、これは鎌倉市の職員として共有するという意識を持つということを、教育指導課から伝えてほしいと思う。また今回、授業改善という言葉が入っていて安心した。先日研修会で、「これからは『子どもを主語に』とか『学習者中心』とか、全ての中心が子どもになる。しかし、それを支えるのは教職員であり、教職員も主語になって何をするかということを考えないと、子どもたちは中心になれない。だから子どもたちが主語になれるような道具や考え方を持つにはどこで考えるか。そこも併せて考えてほしい。」という話をしてきた。そこがこの授業改善という言葉でフォーカスされると思い、期待している。また教育指導という言葉が堅苦しく、違和感があるなら、括弧書きで「学校づくり」等、何か柔らかい言葉を添えると教職員はこれを受け入れ易いと思う。

教育文化財部次長

林委員の指摘のとおり、各校長は4月の最初に学校運営の方針を出す。毎年少しずつバージョンアップして出すが、その際にはこの鎌倉市学校教育指導の重点、または神奈川県も同じように学校運営・教育指導の重点というものを出しているの、そこを取り入れながら教職員に伝えていく。今回非常に良いものが出来上がっているの、校長会等で各学校の学校運営に入れてほしいと伝えていきたいと思う。

下平委員

教育大綱と様々なプランや学校教育指導の重点等との連携は教育委員の悲願だった。教育大綱の変更に伴って他の計画を見直しているタイミングなので同時進行で大変だとは思いますが、今回工夫して取り入れているのは大変ありがたい。連携して皆の認識として動き出すというのはとても大事なことだと思う。また教育長が話したように、もっとシンプルにして良いと思う。教職員一人一人が、この教育指導の重点に基づいて、自分自身の指導、授業改善の工夫ができるようにできるだけ具体的に分かり易くなると良

と思う。その説明は別資料としても、一目で分かるようなものがあつた方が良いと思う。

また今「炭火」が話題になっているのでそれについての話だが、私もお初釜で毎年1月に炭を熾す。今回は教育大綱でも「炭火」が話題になっているのでいつもより特に注目しながら見ていたが、やはり炭を熾すのはすごく手間がかかる。また今まであまり気にしていなかったが、温度が高くなると自動的に安全装置で消えてしまうので何度も何度もスイッチを入れてつけなければいけない。それを実際行いながら思ったのは、今の社会でこういうことが起こっているのではないかと思った。安全性を重視するがあまり、せっかく炭が熾ろうとしているのに消してしまう。確かに火花がパチパチと散って怖い。保護者も社会も教職員もやはり安全は非常に大事だが、火を熾そうとする子どもたちのエネルギーは非常に膨大だと思うので、そこに火を灯すには教職員も勢いが無いといけなし工夫が必要だと思う。その辺りをもっと教職員に訴えてほしいし、教育大綱でももう少し考えていきたいと思う。

長尾委員

私からは2点話がある。1点目は質問だが、三つの柱の「主体性を育み協働を促す授業改善・学習改善」の中で、新しく「カリキュラムマネジメントを充実し」という言葉が入っているが、これは具体的にどういうことか。

教育指導課長

今まではどちらかというと、既にあるカリキュラムをそのまま学校で行っていた。しかし「学習者中心」というのは、子どもだけではなく教職員も含まれているので、教職員も一緒になってどういう学校作りをしていきたいかという観点を持って教科や行事等のカリキュラムマネジメントをしてほしい、重要視しているという意味で提示した。

長尾委員

これは個々のカリキュラムマネジメントのスキルを上げていくのか、組織としてのカリキュラムマネジメントのスキルをあげていくのか。主語は何か。

教育指導課長

基本的に学校として考えている。

長尾委員

もう1点がデザインについてだが、私は林委員と少し意見が違ってしまうが、2枚目の三つの柱の、例えば黄色と緑色がなぜここで重なり合っているのかが分からない。またどれがその主な関連事業なのか視覚的に見たときに分かり辛いという印象を持った。三つの柱だが、柱に見えない。2枚目に収めなければいけないというルールがあるなら仕方ないが、もう少しデザイン力を上げることによって読まなくても視覚で認識ができるのではないかと個人的に思った。

1ページ目のところも矢印が上に伸びている中に三つの柱の記載があるが、なぜバランスを中心から外しているのかの意味も伝わらなかった。もしまだ改良の余地があるなら、もう少し視覚的な部分についても検討してほしい。

教育指導課長

楕円の重なるの意味だが、令和6年度（2024年度）の学校教育指導の重点では上から順番に表記しており、順位性があるのではないかと教職員が捉えてしまった。これはどれも大切な視点という意味で重なるようにした。今の意見を踏まえてもう一度検討していきたいと思う。

林委員

長尾委員と喧嘩するつもりは全くないが、私は2ページ目の楕円は重ねた方が良くと思う。学校教育は1つずつ何かするわけではなく、この3つを併せて行う。3つのことを同時に行うことがあるので、楕円は離さないでほしい。

長尾委員

重なっても良い。なぜ重なり具合が均一ではないのか等、視覚的なところが気になっている。目で見たときに優先順位はつかないということを示すためには、三つの柱を囲んでいる円の大きさを合わせたほうが良い。1ページ目の矢印のところもなぜ青色の背景の上にこの矢印や楕円が置いてあるのか視覚的に見辛い。

高橋教育長

沢山の意見をもらい感謝する。意見を踏まえて修正を加え、また報告したいと思う。デザインについても、どのようにしたら教職員に伝わるかという観点から直したいと思う。下平委員が話していたように教育大綱がまずあり、そしてそれをどう現場の教職員と一緒に実践していくかの繋ぎになる重要なものだと思う。また教育指導課の指導主事に熱心に議論してもらっており、この視点をより現場にどう届けるかという観点で議論したいと思う。さらにその先にこれをどう使って、学校の管理職や教職員が学習者中心の学びを進める上での手がかりになるかという観点でよりシンプルにしながら、より教育委員会の支援や伴走についても伝わるものにしたいと思う。そして様々な校内研修や校長とのディスカッションの中でも使えるものにしていきたい。また林委員が話したことも重要な指摘だと思っていて、学習者中心とは何なのかは少し抽象度が高いので、その認識について教職員としっかり議論したいと思っている。私も学校現場26校全てを回って、教職員と学習者中心の学びについて語り合っていきたいと思う。「学習者中心の学びとは」について、教職員の手がかりになるようなフレーズ、あるいはサブタイトルのようなものが出ると良いと思っている。

全国でも教師主導なのか学習者中心なのか、林委員が話した局面が生まれている。やはりこれは日本の教育がずっと続けてきた二項対立であり、どちらもある意味では必要な局面があると理解している。まだ学び迎えてない子どもたちに対する教職員の介入や指導が必要な局面も当然あるし、下平委員が先程炭火について話したように、どんどん学んでいきたい子どもたちに待ったをかけてもいいけない。そこは両方必要である。その上で学習者中心の学びとは何なのかを学校と一緒に考えていきたい。林委員から子どもたちの見取りについては今まで何度も指摘してもらっているが、教育委員会と教職員が子どもたちがどのように学んでいる姿が見たいかについて語り合っている。そういう子どもたちの姿については、立場関係なく、こういう学習者中心の学びを作っていきたいという目線があるのではないかと思います。「学

習者」とは子どもだけではなく、大人も子どもも学び手なので、当然教職員も子どもたちも学校において学ぶものが報われるような姿を目指していくことだと思っている。子どもの言いなりになるとか、やりたいようにやらせることを意味するような学習中心ではないことは、現場ともしっかり握り合っていきたいと思う。林委員からも学校づくりの視点について意見をもらったので、我々もこの構想についてまた頭をひねって考えていきたいと思う。

(協議事項「令和7年度(2025年度)学校教育指導の重点について」は同意された)

高橋教育長

それでは日程の2、議案第23号「教育委員会事務局の組織の見直しに係る協議について」、日程の8、協議事項「令和6年度(2024年度)鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について」及び日程の9、協議事項「令和7年度(2025年度)鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管部分)について」は非公開になるので、傍聴者及び関係職員以外の職員は退席願いたい。

非公開

2 議案第23号 教育委員会事務局の組織の見直しに係る協議について

8 協議事項 令和6年度(2024年度)鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について

9 協議事項 令和7年度(2025年度)鎌倉市一般会計予算(教育委員会所管部分)について

高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって1月定例会を閉会する。